

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	永澤	内線	2816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	地域環境整備対策費（01-04-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	11年度	根拠	「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画	○非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、建築紛争を未然に防止することを目的としている。				
対象者等	・大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）の建築主				
内容	大規模マンションの計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」（荒川ルール条例）を制定し実施している。（平成18年12月15日制定、同日施行）				
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、区は、「荒川区マンション建設の伴う地域環境の配慮に関する要綱」（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。 上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、区は、平成18年12月15日、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」を制定、同日施行した。 平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止する。 				
必要性	大規模マンションの建設における建築紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	3,747	3,914	3,906	715	567	488	424
	①決算額（25年度は見込み）	3,418	3,145	3,123	280	209	273	424
	②人件費等	5,245	3,388	2,443	4,884	3,631	5,214	
	③減価償却費				2,615	2,177	2,904	
	【事務分担量】（%）	150	90	70	90	70	90	
	合計（①+②+③）	8,663	6,533	5,566	7,779	6,017	8,391	424
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	8,663	6,533	5,566	7,779	6,017	8,391	424
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	届出件数	7	4	4	6	3	5	5
	事業者による説明会回数	7	4	4	6	3	5	5
	地域関係者会議の回数	50	19	23	36	16	40	30
	アドバイザー派遣回数	7	3	2	4	3	5	6

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	アドバイザー報酬	203	アドバイザー報酬	264	アドバイザー報酬
	旅費	アドバイザー旅費	5	アドバイザー旅費	7	アドバイザー旅費	19
	食糧費	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	1
	使用料	会場使用料	0	会場使用料	1	会場使用料	18

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	建築紛争未然予防割合（%）	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数／届出件数 ※25年度は見込み
②	事業者による地域要望取入割合（%）	70	75	75	80	85	要望取入項目数／要望項目数 ※25年度は見込み
③							

問題点・課題 (指標分析)	1 地域住民と開発事業者との立場と主張の違いの調整 ・高容積を望む開発事業者とより低層の建物を望む周辺住民との調整。 ・住民からの計画変更要求の多くが事業採算性を低下させるもの。 ・様々な住民要望（高さ、日照障害、電波障害、風害、緑地や歩行空間の確保、眺望など）の調整。 2 開発事業者と地域住民との協議・調整期間の長さの問題はないか ・3ヶ月間に双方の合意形成を図ることができない場合がある。（長期に及ぶ場合がある） 3 紛争防止から協働の街づくりへの参加システムへ ・都市計画マスタープランに基づく街づくりを進めるためには、今後、行政と地域住民、開発事業者による協働の街づくりが展開できる新たなシステムが求められる。 ・本条例が単なる敷地レベルの建築紛争防止から地区レベルの建築協定等が結ばれる取組が求められる。 4 既存の建築物の解体がある場合 ・解体による騒音、振動が激しいため、地域住民の苦情が多い。そのため、荒川ルールによる紛争解決の対応と調整に多くの時間が必要となる場合がある。
	他区の実況 (実施 区 未実施 22 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・地域関係者に軸足を置いた適切な判断のもと、地域要望をできる限り建設計画に反映できるように努める。	・これまでの運用実績集等の作成を行い、今後の対応への基礎資料として活用する。
②	・地域関係者及び事業者に対し、地区計画や景観まちづくり等の具体的な情報提供を積極的に行い、地域の特色を生かしたまちづくりを推進する。	・引き続き、景観情報等の提供を常に心がけ、地域の特色あるまちづくりを進める。
③	・既存建築物の解体等が生じる場合には、関係各課との連携・協議を積極的に進め、適切な対応に努める。	・引き続き、既存建築物の解体等が生じる場合には、関係各課との連携・協議を積極的に進め、適切な対応に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	大規模マンションの建設における事業者と近隣住民との建築紛争を、未然に防止するためには、欠かせない制度である。

議 会 要 旨 問 状	・平成16二定 「荒川ルール」における区の立場について ・平成17三定 「荒川ルール」における区の対応について
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

事務事業名	開発許可制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	杉山	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	43 年度	根拠	都市計画法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安全都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土）に対し、公共施設（道路・公園等）の設置を義務づけることにより、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を図るとともに、安全で良好な宅地環境の整備を図ることを目的としている。				
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者				
内容	以下の技術基準に適合しているかどうか審査する ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に必要な能力があること ・ 開発区域及びその周辺の所有者等の同意を得ていること ※住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導する				
経過	昭和43年 6月	都市計画法公布			
	平成12年 4月	地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる			
	平成18年 5月	都市計画法改正により、国及び都道府県等が行う開発行為も一部許可の対象となる			
必要性	都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠な事務である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	—	—	—	—	—	—	—
	①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
	②人件費等	2,562	5,506	6,922	7,412	4,356	3,020	—
	③減価償却費	—	—	—	2,469	2,022	1,614	—
	【事務分担当】（%）	30	65	85	85	65	50	—
	合計（①+②+③）	2,562	5,506	6,922	9,881	6,378	4,634	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,562	5,506	6,922	9,881	6,378	4,634	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	許可件数（基準：許可日）	1	1	4	5	6	2	3
	開発登録簿写しの交付（部数）	25	24	33	38	37	50	40

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	許可までの日数(審査期間)	13日	17日	28日	14日	10日	審査期間の平均日数 (標準処理期間65日)
②	審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、 厳正な審査を行う。
③							

(問題点・課題分析)	近年、許可申請件数が少なく、実務を通じた事務処理能力の向上が図るのが難しいため、事例研究等で多様なケースに対応できる能力を身につける必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	他区の実例を参考にし研究するなど、具体的な事例を検討をする中で課題を抽出する。	事務処理マニュアルを作成する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくためには必要な事務である。

況議会(要旨)問状	
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	永澤	内線	2816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		都市計画審議会費（01-01-01）			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	47 年度	根拠	都市計画法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画法による権限に属する事項と、区長が諮問する都市計画に関する事項について、調査、審議・答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。				
対象者等	荒川区全域				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。 ・ 条例及び規則改正（平成12年4月1日） 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会としたことにより、条例及び規則を改正した。 構成員（平成12年4月1日） 学識経験者7人、区議会議員5人、関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防）、区民5人 計20人 ・ 平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。 				
経過					
必要性	区の都市計画決定等に際し法的に必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,097	1,101	1,175	1,161	1,134	1,108	1,096
	①決算額（25年度は見込み）	453	868	489	241	437	476	1,096
	②人件費等	2,683	1,881	814	1,151	1,966	1,923	
	③減価償却費				581	933	968	
	【事務分担量】（%）	90	50	20	20	30	30	
	合計（①+②+③）	3,136	2,749	1,303	1,973	3,336	3,367	1,096
実績の推移	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	3,136	2,749	1,303	1,973	3,336	3,367	1,096
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	開催回数	2	4	2	1	2	2	4
	委員平均参加率	90	82	97	99	83	95	100

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	審議会委員報酬	372	審議会委員報酬	380	審議会委員報酬
特別旅費	審議会委員旅費	7	審議会委員旅費	7	審議会委員旅費	40	
食糧費	会議用賄い費	8	会議用賄い費	8	会議用賄い費	18	
役務費	会議録速記委託料	46	会議録速記委託料	81	会議録速記委託料	102	
使用料	開催会場使用料	4	開催会場使用料	0	開催会場使用料	13	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	審議会開催件数	1	2	2	4	—	必要に応じて開催 ※25年度は見込み
②	案件審議件数	1	2	2	4	—	必要に応じて開催 ※25年度は見込み
③							

問題点・課題 (指標分析)	審議にあたっては、案件が専門的な内容が多いため、区民委員の発言が少ない。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・ 24年度に5人の区民委員のうち、2人を公募により選任した。今後、さらに公募による区民委員を増やすべきかの検討を行う。	・ 25年度の検討の結果により、適切な時期に、公募による区民委員の選任を実施する。
②	・ これまでも続けてきたが、審議会の前に実施している区民委員の事前勉強会を適切に行っていく。	・ これまでも続けてきたが、審議会の前に実施している区民委員の事前勉強会を適切に行っていく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	都市計画の決定に当たっては、区民や専門家等の意見を反映していくことが重要である。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	都市復興計画	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	能見	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	13 年度	根拠	荒川区災害対策基本条例	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区震災等による被災市街地復興条例	
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	大規模な震災、火災その他の災害により甚大な被害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、市街地の計画的な整備改善について必要な事項を定める。				
対象者等	大規模な地震の際、大被害が予想される地区				
内容	区は、平成13年10月に被災後の市街地復興を迅速かつ円滑に推進していくため「震災等による被災市街地復興条例」を制定した。その後、この条例の趣旨に沿って平成15年9月に市街地復興の行動手順等を「都市復興マニュアル」として定めた。昨年度の地域防災計画の改訂及び演習を通じた見直しを検討するとともに、復興条例第8条の都市復興基本計画を迅速に策定できるようにするため、復興計画素案を準備しておくなど、復興に対する備えを進めていく。				
経過	<p>年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 9・ 都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定（東京都） 10・ 都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施・以後毎年実施（東京都） 11・ 荒川区地域防災計画の改訂 12・ 東京都震災対策条例公布 13・ 5月 東京都震災復興グランドデザイン 2月 被災宅地危険度判定講習会・以後毎年実施 10月 荒川区震災復興条例制定 3月 荒川区災害対策基本条例の改正 14・ 12月 東京都第5回地震に関する地域危険度調査結果公表 3月 東京震災復興マニュアル改訂 15・ 9月 荒川区都市復興マニュアル策定 19・ 3月 東京都地域防災計画改訂 21・ 3月 東京都区市町村震災復興標準マニュアル策定 24・ 東京都地域防災計画改訂 3月 荒川区地域防災計画改訂 <p>※被災宅地危険度判定士 44名（平成25年度当初）</p>				
必要性	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、事前に復興のモデルプランを備えておくことが有効である。また、復興計画の策定に向けた手順等を平時から訓練し、有事に備えることが重要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	—	—	—	—	—	—	—
	①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
	②人件費等	1,281	1,694	1,222	4,639	3,388	5,783	
	③減価償却費				1,743	1,244	2,259	
	【事務分担当】 (%)	15	20	15	60	40	70	
	合計（①+②+③）	1,281	1,694	1,222	6,382	4,632	8,042	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,281	1,694	1,222	6,382	4,632	8,042	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 復興方針案作成	30	30	30	40	80	事例調査：10%、現状分析：30%、 モデル作成：40%、方針案作成：80%、 方針案公表：100%
	② 都市復興マニュアル改正	—	—	—	80	100	マニュアル改正：80%、 行動マニュアル作成：100%
	③						

(問題点・課題 指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・復興施策は、①都市の復興、②住宅の復興、③くらしの復興、④産業の復興 に区分できるが、当区においては ①を当課が策定しているだけであり、他の復興施策の策定が求められている。 ・被災後、遅滞なく計画素案を住民に合意してもらうには、ある程度事前に情報開示する必要がある。 ・平成21年度に改正した都市計画マスタープラン及び平成24年度の地域防災計画の改訂を踏まえ、各部署の役割及び平常時のまちづくりと復興計画の考え方について整合を検討する必要がある。 ・発災から復興計画の作成に至る一連の流れを集約した、行動マニュアルの作成を検討する必要がある。 ・平成23年に発生した東日本大震災の教訓から、中規模程度の災害を想定した対応を検討する必要がある。
他区の実施状況	（実施 17 区 未実施 5 区） 都市復興マニュアル策定区 港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区 （他4区検討中）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市復興マニュアルについて、都市計画マスタープラン及び地域防災計画など関連行政計画との整合を図るための改訂作業を行う。	マニュアルに基づき、復興街づくりの手続き等について机上訓練を実施する。
②	復興計画素案の作成に向けた基本方針を模索する。	復興方針案を作成し、区民に対して周知することを目指す。
③	復興施策における都市復興の位置づけについて、庁内での認識をひとつにできるように促す。	都市以外の住宅、くらし、産業それぞれの復興について統括する部署がどこなのかを明確化し、すべての復興プログラムの作成と区民への事前周知について庁内の意思統一を促す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	災害時における復興計画に迅速に対応するためにも必要である。

(議会 要旨 質問 状況)	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No5

事務事業名	土地利用現況調査	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	杉山	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	土地利用現況調査費（01-08-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成	61 年度	根拠	都市計画法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安全都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画を適切に運用・遂行するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を行い、まちの経年変化を把握する。				
対象者等	区内全域の土地・建築物				
内容	主な事項 都市計画法に基づき、都が主体となって実施した都市計画に関する基礎調査の一部である土地利用現況調査結果を基に、区におけるデータ作成を行う。 ・都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務：概ね5年毎（直近：平成20年度） ・土地利用現況調査（都市計画基礎調査のための実地調査）：概ね5年毎（直近：平成23年度）				
	付属事項 ・土地利用現況調査結果を基に、区内の土地利用の状況及び経年変化を資料としてまとめている ・都指定の地図データに用途地域等の都市計画や土地利用現況調査結果を組み込んだシステムを構築し、維持・管理している。 ・用途地域等を記載した都市計画図を作成する。（基本毎年） ※用途地域の一斉見直し（直近：平成16年度） ・まちづくり施策の基礎資料として使用する白図を作成する。（毎年）				
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎）、都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 荒川区都市計画情報システムの導入（平成13年度）、都市計画図等閲覧システム[HP用]の構築（平成19年度）				
必要性	都市計画法に基づく事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図るために必要である				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				
	・荒川区土地利用現況調査データ作成業務委託（平成24年度 第一航業(株) 5,775千円） ・都市計画・土地利用情報システム管理業務委託（平成24年度 第一航業(株) 1,302千円）				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,966	1,525	2,050	1,312	1,312	7,087	1,315
	①決算額（25年度は見込み）	1,943	1,523	1,523	1,311	684	7,025	1,302
	②人件費等	3,416	6,353	2,036	1,308	2,541	3,304	
	③減価償却費				436	933	1,291	
	【事務分担当】（%）	40	75	25	15	30	40	
	合計（①+②+③）	5,359	7,876	3,559	3,055	4,158	11,620	1,302
	国（特定財源）							
	都（特定財源）		677					
	その他（特定財源）							
	一般財源	5,359	7,199	3,559	3,055	4,158	11,620	1,302
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	建物データ（棟数）							
	荒川区都市計画図（部）	1,000	1,000	1,000	1,000	0	0	1,000
	荒川区白図（部）	100	100	100	100	100	100	100

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	システム管理	684	システム管理	1,250	システム管理
			土地利用現況調査データ作成	5,775			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	GISデータ整備率（%）	80	80	83	85	100	調査データ数/調査回数 ※昭和61年度のみGISデータ無
②							
③							

（問題点・課題分析）	都市計画法に基づく土地利用現況調査結果を整備した都市計画情報システムをベースとして、まちづくり情報・道路・公園のデータ等を付加することで、総合的な情報システムに発展させていくなどの有効活用が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市計画情報システムを活用し、各種まちづくり事業の進捗状況を把握できるよう利用方法の検討を行う	新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活用できるようデータ更新の充実を図る
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	土地利用現況の定期的な実施により、まちの経年変化や各種まちづくり事業の進捗状況を把握することができる。また、新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活用できる。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No6

事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	杉山	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	52 年度	根拠	荒川区市街地整備指導要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安全都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設設備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上と公共公益施設等との調和を図る。				
対象者等	①都市計画法第29条に基づく開発行為、②延べ面積1,000㎡以上の建築物、③墓地又は納骨堂の設置、④火葬施設等の設置、⑤移動火葬施設の使用				
内容	<p>事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。</p> <p>近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、高齢者及び障がい者の配慮、省エネルギー対策等地球環境への配慮、土壌汚染対策、埋蔵文化財保護</p> <p>協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。</p> <p>工事完了時に現地へ赴き、協定の履行確認を行うとともに、適正な維持管理を担保する。</p>				
経過	昭和52年11月制定（荒川区開発指導要綱）、昭和58年4月改正（名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱）平成9年9月現要綱制定※以後10回改正、最終改正平成25年3月（住環境条例の制定に伴うもの）◎平成19年9月改正（集合住宅を条例化）、平成25年3月（戸建住宅等を条例化）				
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序ある整備を促進し、住環境の維持・向上を図るため、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				
	指導内容が多岐の分野に渡るため、事業者は「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	—	—	—	—	—	—	—	
①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—	
②人件費等	10,248	5,506	5,701	6,976	3,782	5,356		
③減価償却費				2,324	2,022	2,743		
【事務分担当】（%）	120	65	70	80	65	85		
合計（①+②+③）	10,248	5,506	5,701	9,300	5,804	8,099	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	10,248	5,506	5,701	9,300	5,804	8,099	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	事前相談（同一箇所複数相談含）	38	16	20	25	20	40	40
	事前申出書提出(件)	39	7	11	12	12	13	8
	協定書締結(件)	25	7	5	4	8	0	3
	協定履行確認(件)	17	24	3	4	4	5	0

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	協定締結率（%）	56	36	0	100	100	協定締結/提出（適用除外除く） ※件数は年（1～12月）を基準
②							
③							

（問題点・課題分析）	墓地埋蔵法に基づく条例との整合を図るほか、新たに条例化された戸建住宅等における緑化条例の適用基準の整理する必要がある
他区の実施状況	（実施 18 区 未実施 4 区） 未実施地区：4区（新宿・江東・渋谷・中野・豊島）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	墓地埋蔵法に基づく条例との整合	社会状況等に則した適用を行う
②	新たに条例化された戸建住宅等における緑化条例の適用基準の整理	社会状況等に則した適用を行う
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	区の街づくり方針に合わせた開発誘導が必要である

議会議決要旨	平成19年第2回定例会：集合住宅条例制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成25年第1回定例会：住環境条例として制定（要綱から戸建住宅等を条例化）
--------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	魅力ある都市景観づくり	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	永澤	内線	2816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	魅力ある都市景観づくり事業費（01-10-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	11年度	根拠法令等	景観法・都景観条例・区景観条例	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画	○非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区の特徴を生かした景観まちづくりの推進を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主 宅地開発を行う事業主等 				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めることにより、区民等、事業者及び区が協働して、地域特性を生かした良好で個性あふれる景観形成の実現を図ることを目的としている。 荒川区景観審議会 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。 景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会で、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。 				
経過	平成6年度 平成7年度 平成8-10年度 平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> 景観基礎調査 景観基本方針策定調査 ※都市景観基本方針検討委員会設置 景観基本方針案検討 ※景観基本方針策定委員会設置 景観基本方針策定 荒川区市街地整備指導要綱を一部改正（平成11年12月1日）し、一定規模以上の建築物に対して、景観チェックシートの届出制度を実施。 日暮里富士見坂から将来にわたって富士山が眺望できるように、東京都及び関係機関に働きかけることを求める陳情（平成11年度第25号陳情）をする。 			
	平成16年6月 平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 景観法の公布（17年6月全面施行）。 指導要綱のマニション部分を条例化した。 17年6月景観法の全面施行に伴い、19年4月、東京都が景観法に基づく景観計画の策定、条例の改正をした。各区においても景観行政団体への移行を視野に入れた景観計画策定の取組が進む。 			
	平成20年度 平成21-22年度 平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施。 景観法を踏まえた区の景観計画（案）、景観条例（案）を作成。 区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした。 			
	平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施 その際、景観アドバイザー制度を活用し、適切な指導、誘導を実施 			
必要性	良好な景観は、魅力と個性ある荒川区の形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> 20年度 プロポーザルによる委託契約[㈱建設技術研究所、¥4,937,520]、景観基礎調査の実施 21年度 随意契約による委託契約[同上、¥5,999,700]、景観検討委員会設置、景観計画（案）作成。 22年度 随意契約による委託契約[同上、¥5,040,000]、景観計画（案）の確定、東京都の同意。 23年度 随意契約による委託契約[同上、¥4,970,000]、景観行政団体、景観計画策定、条例施行。 				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	—	6,034	7,010	5,714	6,550	3,584	3,910	
①決算額（25年度は見込み）	—	4,938	6,711	5,545	4,728	1,946	3,910	
②人件費等	2,562	5,204	4,886	7,220	14,066	12,094		
③減価償却費				3,196	6,220	5,809		
【事務分担当】（%）	30	95	110	110	200	180		
合計（①+②+③）	2,562	10,142	11,597	15,961	25,014	19,849	3,910	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	2,562	10,142	11,597	15,961	25,014	19,849	3,910	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
事前協議書提出件数	—	—	—	—	1	51	100	
届出書提出件数	—	—	—	—	4	48	100	
アドバイザー派遣件数	—	—	—	—	8	41	50	
屋外広告物相談件数	—	—	—	—	4	27	40	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	景観計画策定委託	3,686	ホース製作委託	0	—	—
	報償費	—	—	講師謝礼	0	講師謝礼	78
	報酬	景観審議会委員報酬	413	景観審議会委員報酬	104	景観審議会委員報酬	493
	報酬	景観アドバイザー報酬	609	景観アドバイザー報酬	1,583	景観アドバイザー報酬	2,112
	旅費	景観審・アドバイザー旅費	20	景観審・アドバイザー旅費	33	景観審・アドバイザー旅費	128
	需用費			印刷製本費	167	印刷製本費	872
	需用費			景観審・アドバイザー推進委員会贈	13	景観審・アドバイザー推進委員会贈	21
	役務費			会議録速記委託料	46	会議録速記委託料	146
	使用料			開催会場使用料	0	開催会場使用料	60

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 景観アドバイザーの指摘に対する民間事業者の対応率（%）	—	—	80	80	80	<ul style="list-style-type: none"> ・対応率＝対応案件数/指摘案件数 ・景観施策実現数＝景観計画の区民と進める景観施策（景観まちづくり団体制度、景観まちなみ協定等の認定数）
	② 景観アドバイザーの指摘に対する公共事業者の対応率（%）	—	—	100	100	100	
	③ 景観施策実現数（景観まちづくり団体・まちなみ協定等）	—	—	0	0	1	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりを総合的かつ計画的に進めていく上で、区民、事業者との連携・協働は大変に重要な要素である。今後、景観計画を着実に進めるためには、区民等と協働していくことが課題の一つである。 ・景観計画を広く区民、事業者等に周知していくことは、景観計画を着実に進めるための課題の一つである。 ・地域の魅力ある景観まちづくりを進めるためには、地域住民を中心とした活動団体を増やしていくことが課題の一つである。
他区の実施状況	（実施 16 区 未実施 6 区） 景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：16区 （世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区） 策定中の区：1区 （千代田区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・「景観まちづくり推進委員会」の充実をさらに図り、具体的な景観施策の展開を行う。	・25年度の実績を踏まえ、更に充実を図る。
②	・景観ニュースの発行や、景観フォーラムの開催を通し、広く区民に景観計画の内容等を周知する。	・25年度の実績を踏まえ、更に充実を図る。
③	・景観計画にある「景観まちづくり団体」制度を活用し、地域住民を中心とした活動団体の設立を促す。	・25年度の実績を踏まえ、更に充実を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりは重要である。

会議 (要質旨) 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・14年一定 「南千住東地域の景観形成について」 ・16年三定 「街の景観や賑わいに配慮した高架下（京成線・藍染川沿道）利用について」 ・17年四定 「景観条例の制定について」「富士見坂の眺望を風景遺産について」 ・21年二定 「地域の活性化に寄与する景観について」 ・23年四定 「景観条例の制定について」
-------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土												
		担当者名	能見	内線	2812												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）																	
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業													
開始年度	○ 昭和 ● 平成	17 年度	根拠														
終期設定	● 有 ○ 無	26 年度	法令等														
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画												
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]															
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]															
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]															
目的	西日暮里三丁目地域内の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりについて、観光の視点も加えながら地域住民とともに検討し、都市計画道路の見直しと併せ、地区計画等地域のまちづくりルールを定める。																
対象者等	西日暮里三丁目地域内に権利を有する者（面積13.5ha，居住者：約千世帯2,000人）																
内容	<p>西日暮里三丁目地域内の都市計画道路が見直し候補区間に位置付けられたことを受け、平成17年度から、同地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりについて、観光の視点も加えながら地域住民とともに検討してきた。それをもとに、都市計画道路の見直しと併せて、地域のまちづくり計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内の見直し候補区間所在はいずれも西日暮里三丁目地域内 <table border="1"> <tr> <td>路線名</td> <td>補助92号線</td> <td>補助188号線</td> </tr> <tr> <td>施行主体</td> <td>東京都</td> <td>荒川区</td> </tr> <tr> <td>計画幅員</td> <td>20～22m</td> <td>6～15m</td> </tr> <tr> <td>現況</td> <td>区内は未整備</td> <td>夕焼けだんだんを除きほぼ完成形</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 西日暮里三丁目地域は、富士見坂・ひぐらしの布袋・延命院貝塚・延命院の大椎など、歴史的・文化的資産があり、これらを生かし、かつ谷中地区との一体性を考慮した保全系のまちづくりを検討する。 					路線名	補助92号線	補助188号線	施行主体	東京都	荒川区	計画幅員	20～22m	6～15m	現況	区内は未整備	夕焼けだんだんを除きほぼ完成形
路線名	補助92号線	補助188号線															
施行主体	東京都	荒川区															
計画幅員	20～22m	6～15m															
現況	区内は未整備	夕焼けだんだんを除きほぼ完成形															
経過	<p>昭和56年 第一次事業化計画 平成3年 第二次事業化計画（～平成15年度） 平成15年度 日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区） 平成16年3月 第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区） この中で都市計画の見直し候補区間として補助92号線や補助188号線などが選定された</p>																
必要性	アンケート調査（平成18年1月、全戸配布、回収率23%）では、7割が都市計画道路の見直しの必要性を感じており、地域住民主体の地域特性を生かしたまちづくり計画の検討を支援する必要がある。																
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）																

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	4,800	4,800	2,400	—	—	—	—
	①決算額（25年度は見込み）	4,799	4,799	2,394	—	—	—	—
	②人件費等	4,697	6,776	3,666	1,430	2,784	2,465	
	③減価償却費				872	1,866	1,614	
	【事務分担当】（%）	55	80	80	30	60	50	
	合計（①+②+③）	9,496	11,575	6,060	2,302	4,650	4,079	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	9,496	11,575	6,060	2,302	4,650	4,079	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	まちづくり計画作成業務委託（千円）	4,799	4,799	2,394	—	—	—	—

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	まちづくり計画策定進捗率	-	-	-	-	-	
②	まちづくり協議会の活動状況	-	-	-	-	-	
③	住民アンケート回収率	-	-	-	-	-	

(問題点・課題 指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内面積の大きな比率を占める大規模敷地所有者や寺社の意向が確認できていない。 ・地区内道路を6mに拡幅することに対し、地域住民の合意取得が困難なため、道路に関する地区計画の策定は難しい状況である。（まちづくり計画では、将来像において道路拡幅を掲げている） ・都市計画道路の位置付けが明確にならず今後の街づくりの方向性が決定できないことから、地域住民との協働の道筋が滞っている。
他区の実況	<p>（実施 1 区 未実施 21 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台東区側では、平成13年度から地元住民により谷中地区まちづくり協議会が活動しており、行政も密集住宅市街地整備促進事業（社会資本整備総合交付金事業）を進めている。地区内は開発系と保全系に意見が分かれていると聞いており、都市計画道路の見直しについての議論も進んでいない状況にある。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	開発事業者等にまちづくり計画を提示し、街づくりの協力を求める。（街づくり計画・景観条例）	将来的に、地区計画による建物の高さの規制、壁面線の指定等を規制する。
②	東京都の都市計画道路補助92号線等の見直し検討に合わせた、まちづくり協議会との連携を図る。	東京都、台東区の道路計画、街づくりの動向を見極めながら、まちづくり協議会の再開を目指す。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	住民の手による保全型のまちづくりを進める。

(議会 要質問 状)	○H17四定 補助92号線の見直しについて見解を問う
------------------	----------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	都市計画マスタープランの推進	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	能見	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	17 年度	根拠	都市計画法第18条の2	
終期設定	● 有 ○ 無	40 年度	法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	平成21年3月に改正した都市計画マスタープランに掲げる取組事業の推進を図る。				
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランに掲げる分野別街づくり及び地域別街づくりの取組事項についてまとめた市街地整備プログラムに基づき、各種事業の進行管理を行い、事業の促進を図る。 都市計画マスタープランに掲げる主要施策である、住宅地化が進む市街地の良好な住環境の実現のため、防災性の向上と併せて、建物高さの規制の導入や景観制度の活用により秩序ある市街地環境や街並みの形成を図る。 				
経過	H 8 年度：当初の都市計画マスタープラン策定 H 17 年度：基礎資料となる他の自治体の取り組み状況の調査等実施 H 18 年度：区の策定方針検討のための資料作成、委託業者選定プロポーザル実施 H 19 年度：策定業務委託、基礎調査及び中間素案まとめ作成 H 20 年度：策定業務委託、中間案のパブリックコメント 都市計画マスタープラン策定 H 23 年度：市街地整備プログラムの策定				
必要性	都市計画マスタープランの実効性を高めるとともに、計画的かつ効率的な街づくりを推進する。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	10,000	11,805	—	—	—	—	—
	①決算額（25年度は見込み）	9,818	10,658	—	—	—	—	—
	②人件費等	6,404	4,723	5,375	9,244	9,832	7,963	
	③減価償却費				4,067	4,665	4,195	
	【事務分担当】（%）	125	70	80	140	150	130	
	合計（①+②+③）	16,222	15,381	5,375	13,311	14,497	12,158	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	16,222	15,381	5,375	13,311	14,497	12,158	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	市街地整備プログラム策定進捗率（%）	80	100	100	100	100	事例調査：10%、現状分析：30%、方針策定：40%、骨格案作成：70%、素案作成：80%、策定完了：100%
②							
③							

（問題点・課題）	<p>・市街地整備プログラムについては、平成24年3月に策定を終えた。これについては、部の内部資料及び指標と位置づけた。</p> <p>・マスタープランに位置づけた、都市像の実現状況の「見える化」は区民の求めるところであり、今後そのあり方について再考する必要がある。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>改正を行った区 新宿区（H8-H19）、世田谷区（H7-H17）、杉並区（H9-H14）、豊島区（H12-H16）、 足立区（H6-H18）、墨田区（H10-H20）、中野区（H12-H21）、北区（H12-H22）、板橋区（H10-H23）、 江東区（H10-H23）、港区（S63-H19）、文京区（H8-H23）、大田区（H11-H23）、品川区（H13-H25）、 葛飾区（H13-H23）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を行う。	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を継続する。
②	建築物の高さ規制の導入に向けた準備を行う。	建築物の高さ規制の導入を行う。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	都市計画マスタープランの実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。

議会質問状況（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・15二定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・18一定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・19二定 「新たな都市計画マスタープランの考え方について」 ・20一定 「安全・安心の街づくりについて」 ・20三定 「荒川区の街づくりの将来像について」 ・20四定 「新たな都市計画マスタープランの考え方について」 ・23一定 「今後の街づくりの方向性について」
------------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	能見	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	18 年度	根拠		
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> 区民が自主的にまちづくりを行うため、地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例制定に向けた検討 				
対象者等	区民				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり 区民が主体となってまちづくりを考える手法である地区計画制度の導入を検討している西日暮里三丁目の検討経過等を踏まえ、地域住民に真に必要な情報等を反映した地区計画の手引きやガイドを作成すると共に、初期の各種相談に即時に対応できる体制の整備及び検討段階における支援の検討を図る。 まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 再開発事業の施行主体である組合若しくは協議会や密集住宅市街地整備促進事業による連絡会、区政改革懇談会の委員等、各施策を通して関わりのある住民やグループの各種情報の一元化とそのセキュリティシステムの確立及び関連データのまちづくりへの活用を検討する。 区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例制定の検討 荒川区基本構想が示す区民の主体的なまちづくりへの参画を実現するため、以下の事項に留意した街づくり条例の制定を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> 区の街づくりの基本的な理念 現行制度の体系化 区民主体の街づくり（地区計画など）のルール化 街づくりに関する団体、NPOなどへの支援 				
経過	低中層市街地における高層マンションの建設などにより、それまでの住環境に即しない無秩序な開発が多発しており、それらの周辺住民の防衛意識の高まりと共に良好な住環境の保全や推進への関心が高まりつつある。				
必要性	基本構想の基本理念や都市計画マスタープランに掲げる区民の主体的なまちづくりへの参画の実現及びマンション建設反対運動などをきっかけとする住民の街づくり活動への支援など、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	—	—	—	—	—	—	—
	①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
	②人件費等	1,585	4,609	2,362	2,895	1,966	1,368	
	③減価償却費				1,162	933	968	
	【事務分担量】（％）	40	90	50	40	30	30	
	合計（①+②+③）	1,585	4,609	2,362	4,057	2,899	2,336	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,585	4,609	2,362	4,057	2,899	2,336	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 街づくり条例制定の進捗率	50	50	50	50	70	現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：70%、パブリックコメント：80%、策定完了：100%
	② 支援制度確立の進捗率	75	75	75	75	100	現状分析：50%、活用制度の抽出：75%、制度活用方策策定：100%
	③						

（問題点・課題）
 ①地区計画は、市街地の住環境向上や商店街の基盤整備、景観形成など様々な秩序化への活用が考えられるため、それらの目的に対応できる住民参加の手法を確立する必要がある。
 ②各街づくり事業における住民組織との話し合いを継続するとともに、意見を反映させる仕組みや住民組織の自立化を検討する必要がある。
 ③街づくり条例は、既に施行若しくは検討している諸制度を集約することとなるため、制定に際しては法令・諸制度の関わり方の整理及び荒川区に適した法体系の在り方などを検討する必要がある。併せて、専門的知識のもとで全国的な関係法令の動向や社会的傾向、経済の動向及び区内市街地の今後の動向などを把握、反映させることが必要である。

他区の実況
 （実施 13 区 未実施 9 区）
 まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民による地区計画制度活用のための専門的な知識や検討の進め方などへの支援体制を確立する。区のコンサル担当派遣制度や、他の公的な支援制度の内容調査を行い、活用に向けた制度の一元化を図る。	制度を活用した街づくりを進める団体を模索する。
②	都市計画マスタープランの検討過程における区民会議の今後の活用を検討する。	区民会議の新たな構築を目指す。
③	区内の建物状況等の実態及び傾向を踏まえた荒川区に即した街づくり条例の在り方を検討する。	在り方の検討結果を反映した、条例素案の策定に向けた調査委託を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくための事業である。

議事要旨
 H19年二定：「高度制限地区条例や特別用途地域、地区計画等の活用について」

事務事業分析シート（平成25年度）

No14

事務事業名	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	杉山	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例及び施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安全都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	住宅等の建築に係る住環境の整備についての基本的なルールを定め、住宅等の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺における生活環境の維持向上を図るとともに、住宅等の居住者と周辺住民とにより良好な近隣関係と豊かな地域社会の形成を図る				
対象者等	①15戸以上の共同住宅及び寄宿舎の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築、④敷地350㎡以上の長屋の建築				
内容	<p>建築計画の段階で、以下の事項について指導する。</p> <p>近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立 土地区画面積（敷地面積60㎡以上）、専有面積（25㎡以上、30戸以上は総戸数の半数を50㎡以上）、 駐車施設の設置（商業系用途地域：戸数の10%以上、左記以外：戸数の10%以上、停留空地：1台）、 防災対策（防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策）、 管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、 計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、 土壌汚染対策、埋蔵文化財保護、高齢者及び障がい者の配慮、省エネ対策等地球環境への配慮 ※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例が対象となるが、届出等は関係各課で対応する。 工事完了時に現地へ赴き、条例の履行確認を行うとともに、適正な管理への誘導を行う。</p> <p>◎条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表を行うことができる。</p>				
経過	平成19年9月27日制定（要綱から集合住宅を条例化）、平成20年3月21日改正（建築主の義務強化）、平成22年11月16日規則改正（規模に応じ中間階備蓄倉庫設置）、平成25年3月21日改正（要綱から戸建住宅等を条例化）				
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序化及び住環境の維持・向上を図るため、必要である				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	—	—	—	—	—	—	—	
①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—	
②人件費等	—	10,588	8,144	8,720	5,325	5,627	—	
③減価償却費	—	—	—	2,905	2,799	3,066	—	
【事務分担量】（%）	—	125	100	100	90	95	—	
合計（①+②+③）	0	10,588	8,144	11,625	8,124	8,693	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	10,588	8,144	11,625	8,124	8,693	0	
実績の推移	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
事前相談（同一箇所複数相談含）	30	32	20	50	60	70	90	
建築計画書提出（件）	30	19	12	25	27	33	40	
工事完了確認通知書交付（件）	0	9	15	10	25	23	30	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	申請時の条例適合率（%）	100	100	100	100	100	適合/届出
②	完了検査時の条例適合率（%）	86	91	96	98	100	完了確認通知/完了届出
③							

（問題点・課題分析）	指導内容に努力規定となっている部分があるため、その内容が形骸化しないよう条例の主旨を鑑み、適正な指導を行う必要がある
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 条例：17区、要綱：5区（千代田・品川・大田・杉並・葛飾）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新たに対象となった戸建住宅等の適切な指導を行う	社会状況等に則した適用を行う
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	民間開発諸事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上のため、不可欠な事務である。

議（要質旨）状況	平成19年第2回定例会：集合住宅条例制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成22年第1回定例会：集合住宅条例（その後に関する問題） 平成25年第1回定例会：住環境条例として制定（要綱から戸建住宅等を条例化）
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	地籍調査事業	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	尾下	内線	2718
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	地籍調査事務費（01-05-03）				
事務事業の種類	● 新規事業（● 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	25 年度	根拠	国土調査法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし、道路の公共用地を適正に管理する。				
対象者等	区民等				
内容	<p>○地籍調査とは 国土調査法に基づき、区内全域において、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を正確に調査・測量を実施し、地籍図と地籍簿を作成する。 区部においては、一筆の面積が小さく調査、立会に多くの時間を要することから、道路の官民境界を先行して調査することが一般的である。</p> <p>○効 果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共物管理の適正化 ・ 万一の災害時における復旧・復興の迅速化 ・ 境界をめぐるトラブルの未然防止 ・ 土地の売買・分合筆の円滑化 ・ 課税の適正化、公平化 等 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度 （社）全国国土調査協会加入（予定） ・ 平成26年度～ 地籍調査開始（街区基準点測量） 				
必要性	区道等を適正に管理する。				
実施方法	（1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	—	—	—	—	—	—	55
	①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	55
	②人件費等	—	—	—	—	—	—	—
	③減価償却費	—	—	—	—	—	—	—
	【事務分担量】（%）	—	—	—	—	—	—	—
	合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	0	55
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	55
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費					地籍調査関連図書購	25
	その他負担金					国土調査協会会費	30

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	街区基準点測量（％）	－	－	－	0	1	西日暮里五・六丁目街区
②	官民境界先行調査（％）	－	－	－	0	0	27年度以降順次調査
③							

(問題点・課題分析)	<p>地籍調査は、管轄登記所等関係機関との調整や測量、立会、データ整理等に多くの期間を要する。調査作業量を年間10haした場合、荒川区の面積1,020haを調査するのに約100年を要することになり多くの弊害が生じる。担当職員を増員してでも積極的に調査を進めていく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>渋谷区以外の区は地籍調査に着手している。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	来年度地籍調査実施に向けての準備補助金申請	地籍調査1年目であることから、区画整理地区の西日暮里五・六丁目付近の基準点測量を実施。次年度以降は計画的に順次街区先行型で官民境界の調査を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	重点的に推進	地籍調査を行うことで、公共物管理の適正化や災害時における復旧、復興の迅速化を図ることができるため重点的に推進する必要がある。

況議会(要旨)問状	
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	建築指導事務	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山
		担当者名	蓮池	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	建築指導事務費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 41 年度	根拠法令等	建築基準法、都市計画法		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。				
対象者等	建築物の新築、増築、改築又は移転を計画する者及び既存建築物の所有者等				
内容	<p>1 建築物の確認審査及び検査 建築物の確認申請が法令に適合しているかどうかを、工事着工前に審査し、確認済証の交付を行う。また、特定工程到達時、工事完了時に建築主事等の検査を行う。</p> <p>2 許可及び認定 建築基準関係法令に基づく許可及び認定、都市計画法53条に基づく許可を行う。</p> <p>3 違反建築物等の取締 建築基準法に基づき良好な住環境を守るため、違反建築物を未然に防止することを目的とした現場パトロール、是正に向けた指導や保安上危険な建築物等に対する措置を行う。</p> <p>4 各種調査及び証明 建築物の着工状況、建築物のうち老朽、増改築等により除却される建築物の状況を把握する建築動態統計調査を行う。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明書や道路位置指定証明等の交付を行う。</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和25年5月24日 建築基準法が制定された。（11月23日施行） ・平成14年7月12日 建築基準法の集団規定に関し各種制限の緩和が図られるとともに、シックハウスに係る規制を含めた措置が講じられた。（平成15年7月1日施行） ・平成17年9～11月 アスベスト問題、建築確認にかかる構造計算書偽装事件が発生した。 ・平成18年6月21日 建築物の安全性確保を図るため、建築確認・検査の厳格化、構造計算適合性判定、指定確認検査機関業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化、図書の保存等、建築基準法が改正された。 ・平成19年6月20日 改正建築基準法が施行された。 ・平成19年6月20日 構造計算適合性判定機関が認可された。（11機関） ・平成22年3月 2日 建築基準法施行規則が改正された。（6月1日施行） 				
必要性	地方自治体としての基本的な事務である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	15,323	10,939	8,876	8,573	6,089	4,677	3,915	
決算額（25年度は見込み）	3,711	3,883	2,997	4,599	3,429	2,561	3,915	
人件費等	100,161	103,966	100,421	110,676	110,518	107,388		
減価償却費				42,995	46,834	48,889		
【事務分担量】（%）	1,230	1,320	1,436	1,480	1,522	1,515		
合計（+ +）	103,872	107,849	103,418	158,270	160,781	158,838	3,915	
国（特定財源）								
都（特定財源）	121	121	121	121	121	121	121	
その他（特定財源）	16,881	14,611	10,753	10,655	9,354	9,531	9,799	
一般財源	86,870	93,117	92,544	147,494	151,306	149,186	-6,005	
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
実績の推移								
建築確認申請数（区）	205	195	141	138	122	118	118	
建築確認申請数（民間確認機関）	332	359	357	481	498	494	494	
違反等件数	89	83	87	61	107	84	84	
証明発行件数	2,351	1,868	2,346	2,076	2,063	2,428	2,428	
閲覧件数	1,938	2,061	2,351	3,322	3,656	4,674	4,674	
構造計算適合性判定件数	14	16	9	14	9	2	9	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品購入(図書等)		320	消耗品購入(図書等)	264	消耗品購入(図書等)
役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料		91	特定行政庁団体賠償責任保険料	87	特定行政庁団体賠償責任保険料	87
委託料	特定建築物定期報告等委託		1,271	特定建築物定期報告等委託	1,567	特定建築物定期報告等委託	1,814
	構造計算判定委託		1,656	構造計算判定委託	552	構造計算判定委託	1,541
使用料及び賃借料	建築行政共用データベース利用料		91	建築行政共用データベース利用料	91	建築行政共用データベース利用料	110

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	完了検査実施率	85%	96%	94%	94%	94%	検査済件数 / 確認申請件数

問題点・課題 (指標分析)	<p>1 平成17年11月に明らかとなった構造計算書偽装問題を契機に、建築物の安全性の確保を図るための関係法令が改正された。その内容は、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務適正化、建築士の業務適正化並びに罰則強化等で、倫理のより一層の充実と法令遵守の徹底が求められる。</p> <p>2 平成19年6月以降、構造計算適合性判定機関が認可され、構造計算のダブルチェックを行うなど建築確認の厳格化が図られたが、確認作業に時間がかかるため、業務の円滑化が課題となっている。平成22年6月施行の建築基準法施行規則の改正に伴い、区が新たに策定した「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」に基づき、円滑な建築確認手続き、迅速化を推進していく必要がある。</p>
	他区の実況

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
建築物の安全性の確保を図るため、確認済証交付時、建築主に完了検査を受検するよう、啓発文書を配布する。	建築確認手続きなどの機会を捉えて、建築主への啓発を継続するとともに、検査率の向上に向け検討する。
建築確認受付台帳の電子化の維持、促進をするとともに、専門相談や問い合わせに迅速に対応できる体制確保と人材の強化を図る。	引き続き建築確認受付台帳の電子化の維持、促進をするとともに、専門相談や問い合わせに迅速に対応できる体制確保と人材の強化を図る。
指定確認検査機関への指導、監督を行うとともに、指定構造計算適合性判定機関との連携体制等について検討する。	引き続き指定確認検査機関への指導、監督を行うとともに、指定構造計算適合性判定機関との連携体制等について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度設定	26年度設定	
継続	継続	区民の生命、健康、財産の保護を図るためにも建築物の安全性を確保することは重要であり、地方公共団体における基本的な事務である。

議会議況(要旨)	
----------	--